

家畜衛生情報

北海道農政部生産振興局畜産振興課
家畜衛生係

豚熱ワクチンの接種について

【国によるワクチン接種推奨地域の指定】

- ① 野生いのししにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因(野生いのししの生息状況等)

を考慮し、野生いのししから豚等への感染リスクの高い地域が、
ワクチン接種推奨地域に設定される。



「野生いのししからの感染リスクの高い地域」ではない北海道が
ワクチン接種推奨地域に指定されることは想定されない

豚熱清浄化ロードマップのイメージ

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

経口ワクチン散布
捕獲によるウイルス低減・拡散防止
サーベイランス

野生いのしし

【基本方針】

- ① 野生いのしし群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
- ② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
- ③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

- ・令和8年5月に選択的殺処分が規定
- ・同年7月4日、静岡県が発生例で適用
- ・約130頭の母豚を除く、肥育豚・子豚1,037頭を殺処分

○飼養豚で発生がない【12か月間】

○サーベイランスで感染抗体陽性豚が確認されない【12か月間】

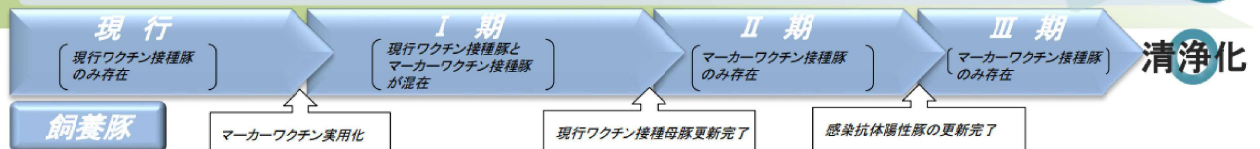
○感染抗体陽性豚の優先的更新

○マーカーワクチンの適切な接種（現行ワクチンの使用中止）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（飼養豚と野生いのしし群との適切な措置による隔離等）



目標・飼養豚での清浄性について
清浄国ステータス再取得

ワクチン接種が実施されない北海道では、引き続き全頭殺処分を実施

選択的殺処分とは

定義

- 他の農場への伝播リスクとなり得る、まん延防止に必要な豚の殺処分

加えて、

- 畜舎等の消毒によるウイルスの除去
- ワクチン免疫を付与された豚の監視（移動制限＋報告徴求）

により、一定期間で農場の清浄化を図ることがパッケージ。

（ 全頭殺処分は直ちに農場の清浄化を図るもの）

注意点

- ・法に基づく殺処分は、疾病のまん延防止（他の農場への損害防止）のために実施。
- ・私人の財産を毀損するものであり、殺処分の範囲は限定的にするべき。
- ・発生農場のためだけに実施するものではない。

発生農場が自らの経営判断で殺すべき豚を選択することはできない。

殺処分の範囲（基本的な考え方）

- 殺処分の範囲は、**県が国と協議の上、決定**（家畜防疫員だけの判断ではない）。

基本的な考え方

感染の有無にかかわらず、**他の農場への伝播リスクとなり得る豚**を殺処分。

① **ワクチン免疫が成立していない豚**

- ・ ワクチン**未接種**の豚
- ・ 接種後**20日を経過していない**豚
- ・ **発育不良**に陥っている豚

（農場における同様の日齢の豚と比して体重や体高の増加が明らかに遅れている豚など）

② **既に感染している豚**

豚熱感染を疑う症状がみられ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が**豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚**

（畜房単位・畜舎単位での殺処분을想定）

7

殺処分の範囲（例外）

例外的な対応が必要な場合

1. 発生農場が適切にワクチン接種を実施していない場合

（選択的殺処分は適切なワクチン接種が前提）

⇒**繁殖豚を含む全ての豚**を殺処分。

2. 感染が限局していない場合

（患畜確認時点で既に農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒**繁殖豚を除く全ての豚**を殺処分。

3. 監視プログラム適用期間中に複数回続発した場合

（新規発生の後、複数回続発）

⇒**繁殖豚を除く全ての豚**を殺処分。

（同一の農場において、3回発生した場合が該当。）

8

殺処分の範囲（発生後に新しく生まれる子豚）

- 基本的に繁殖豚は殺処分対象外となり、**患畜確認後も子豚が順次出生。**

患畜確認後に新たに生まれる子豚の取扱い

- **防疫措置完了**（殺処分、死体等の処理及び**3回目**の畜舎等の消毒が全て完了）
までは、農場内にウイルスが存在する可能性が高い。
⇒**生まれたばかりの子豚はワクチンによる免疫がないため、殺処分対象。**
- あらかじめ、**人工流産**によりこれらの子豚を処理することも可能。
（手当金の交付対象）
- **防疫措置完了後は、殺処分の対象とはしない。**
 - ・ 新たに生まれた子豚
 - ・ もともと飼養されている豚のうち殺処分しなかった豚（繁殖豚を除く。）**との隔離を徹底し、両者を監視。**

9

防疫措置について（基本的な考え方）

防疫措置の実施に当たっての基本的な考え方

- 防疫措置：殺処分、死体・汚染物品の処理、畜舎等の消毒
- 全頭殺処分と異なり、**飼養を継続する豚がいる中で防疫措置を行うことに留意。**
- **飼養を継続する豚と防疫措置の動線の交差汚染防止を徹底する必要。**
⇒動員人数：最も効率よく防疫措置が実施できる人数
（迅速性よりも、交差汚染防止対策を優先。）
防疫措置の実施時間：飼養管理の時間を最小限としつつ、飼養管理を行わない
時間に防疫措置を実施するなどの工夫が必要。
- 従前どおり、**農場が自ら防疫措置を実施できない場合には、都道府県が実施。**

2

防疫措置について（拡散状況確認検査）

- **殺処分の範囲を決定**するため、患畜確認後、基本的に全ての飼養豚を対象に拡散状況確認検査を実施。
- 各畜舎に**立ち入るに当たり、交差汚染防止対策を徹底**する必要。

拡散状況確認検査の内容

- **臨床検査**：**全ての飼養豚**（既に殺処分対象とした豚を除く。）
⇒発育不良豚は確認した時点で殺処分対象とする。
- **血液検査、ELISA検査、PCR検査**：
臨床検査で豚熱感染が疑われる症状が確認された豚**全頭**
⇒PCR陽性となった豚は疑似患畜として殺処分対象とする。
- **臨床検査で異状が確認されない、又はPCR検査陰性で、**
拡散状況確認検査陰性と判断し、**陰性豚は疑似患畜から除外。**

感染を拡げるおそれのない豚

3

防疫措置について（と殺・殺処分～死体・汚染物品の処理）

ポイント

- 殺処分は**最大3段階**で実施。
 - ① 検査を実施せず殺処分するもの（ワクチン未接種・接種後20日未経過）
 - ② 検査後殺処分するもの（症状+PCR陽性、発育不良）
 - ③ 患畜確認後新たに生まれる子豚
- **殺処分の期限（目安）**
患畜が確認された日から**約1週間**（頭数が多い場合、**300頭/日が目安**）
- 死体処理の手法は、従前のとおり（**埋却又は焼却**）
- 汚染物品には、**患畜及び殺処分された豚由来**の排せつ物や飼料・敷料等が該当。
（**全ての排せつ物や飼料等を処理する必要はない。**）
- 汚染物品は、**埋却、焼却又は消毒**により処理。

4

防疫措置について（畜舎等の消毒・ワクチンの緊急接種）

- 従前どおり、**1週間間隔**で少なくとも**3回以上**実施。
- **患畜や殺処分した豚が所在していた畜房は空房にして消毒**を徹底。
- 新たに生まれる子豚が飼養される**分娩舎や離乳舎は空舎にして消毒**を徹底。

ポイント

- 続発防止のため、環境中のウイルスを消毒の徹底により除去。
- 空房又は空舎にするため、繁殖豚や殺処分対象から除外された豚は、
 - ① **隔離豚舎等に移動**させるか、
 - ② 「まん延防止のために殺処分が必要な豚」として**あらかじめ殺処分**する必要。
- **殺処分や死体等の処理、畜舎等の消毒（3回目）が全て完了した時点で、防疫措置の完了**となる。

ワクチンの緊急接種

- 殺処分を除外された一部の豚について、**万が一ウイルスに暴露した時であっても発症予防ができるよう、緊急的にワクチン接種を実施。**

5

監視プログラムについて（概要）

- 殺処分を除外された豚は、**基本、感染を拡げるおそれはないが**、以下により監視。
 - ① **移動制限**による農場間伝播の防止
 - ② **万が一の続発を直ちに摘発できるよう、報告徴求**
- **続発した場合、再度防疫措置を行い、監視プログラムを適用し直すこととなる。**

概要

- **移動制限**
 - ・ 制限期間：**約3か月**（状況に応じ**1か月程度に短縮可能**）
 - ・ 制限の対象：生きた豚等、精液等、死体、排せつ物、敷料、飼料等
 - ・ 制限の対象外：**豚に臨床上異状がないこと等を条件に**、以下が可能。
 - ① 出荷適期の豚の**と畜場出荷**
 - ② 子豚の**肥育農場への移動**
 - ③ やむを得ない場合に限り、精液等の**物品の移動**

（このほか、外部から監視プログラム適用農場に豚、精液、飼料等の導入が可能。）
- **毎日の報告徴求**
- **監視期間中に飼養豚が豚熱感染を疑う症状を呈し、PCR陽性となった場合には続発となり、再度防疫措置を行うとともに、改めて監視プログラムを適用し直す。**

7

その他（手当金等）

- 選択的殺処分導入後の豚熱の疑似患畜に対しては、特別手当金（1/5）は交付されず、**手当金（4/5）のみ交付**。

特別手当金が交付されない理由

- 豚熱の疑似患畜は、**特別手当金の交付対象外**。
- 口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のように、
 - ① 特に病原性や伝播力の高い疾病の防疫措置として、**必ず全頭殺処分**される
 - ② 十分な効果が期待できる**ワクチン**など、まん延防止のための有効策がない疾病の疑似患畜でなければ、特別手当金は交付できない。
- 命令に基づき人工流産を実施する場合、**手当金の交付対象**。

14

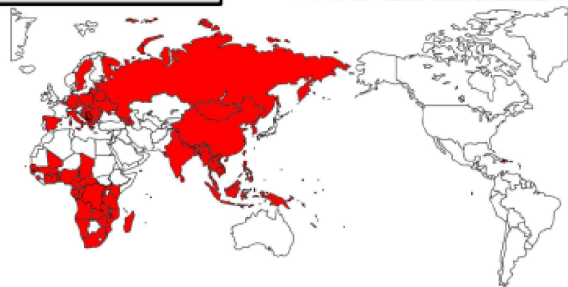
海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

アフリカ
豚熱

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。**令和8（2026）年1月以降、南部の飼養豚農場まで感染が拡大し、現在はほぼ全域で感染確認**。
- また、令和7（2025）年10月には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで**未発生なのは、日本のみ**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、令和7（2025）年11月には**スペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認**。

世界の発生状況

■ =平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



- 中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。

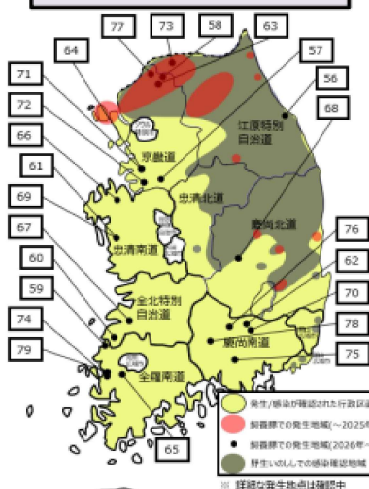
中国の豚飼養頭数の推移



中国の豚肉価格の推移



韓国における感染拡大

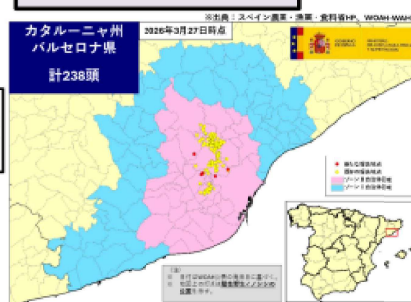


- 令和8年1月以降～3月17日までに、24例が発生。
(韓国56例目～79例目)

台湾の発生状況



スペインの発生状況

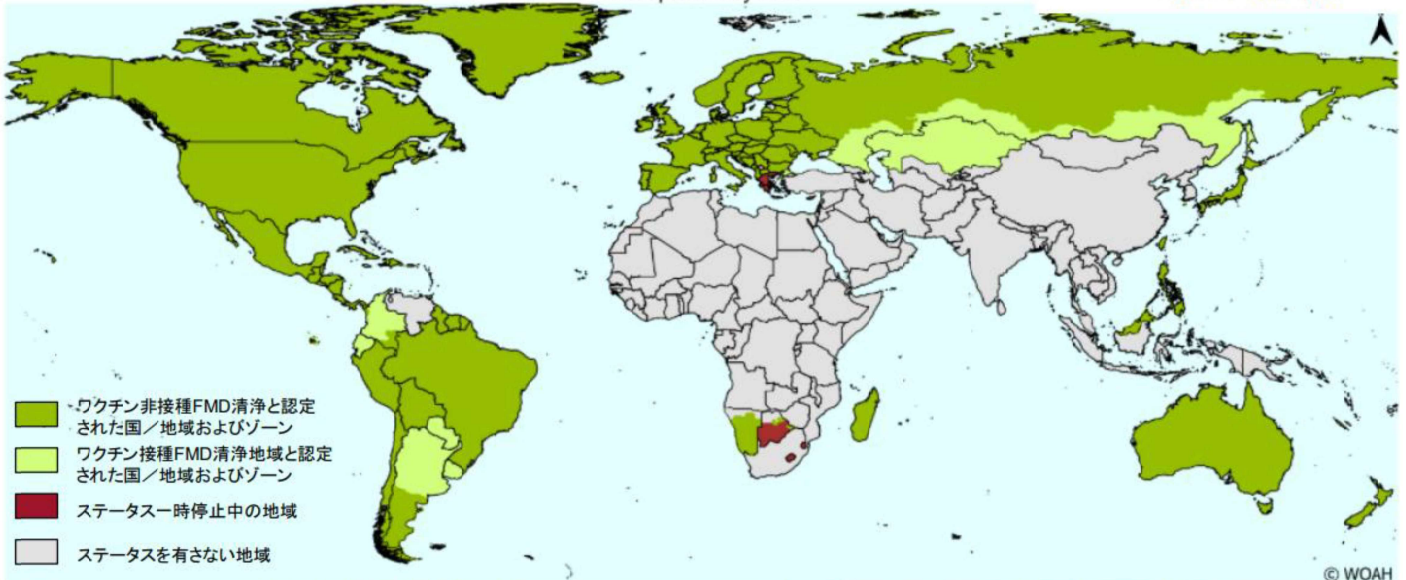


22

口蹄疫(FMD)のWOAHステータス認定状況

Last update May 2026

2026年5月時点



© WOAH

ワクチン非接種FMD清浄国/地域(64)					
アルバニア	クロアチア	グアテマラ	リトアニア	ペルー	スウェーデン
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	ルクセンブルク	フィリピン	スイス
オーストリア	チェコ共和国	ハイチ	マダガスカル	ポーランド	オランダ
ベラルーシ	デンマーク*	ホンジュラス	マルタ	ポルトガル*	ウクライナ
ベルギー	ドミニカ共和国	ハンガリー	メキシコ	ルーマニア	英国*
ベリーズ	エルサルバドル	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	米国*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エストニア	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	バヌアツ
ブルネイ	フィンランド*	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
ブルガリア	フランス*	日本	ニカラガ	スロバキア	
カナダ	ドイツ	ラトビア	北マケドニア	スロベニア	
チリ		リヒテンシュタイン	ノルウェー	スペイン*	
コスタリカ			パナマ	スリナム	

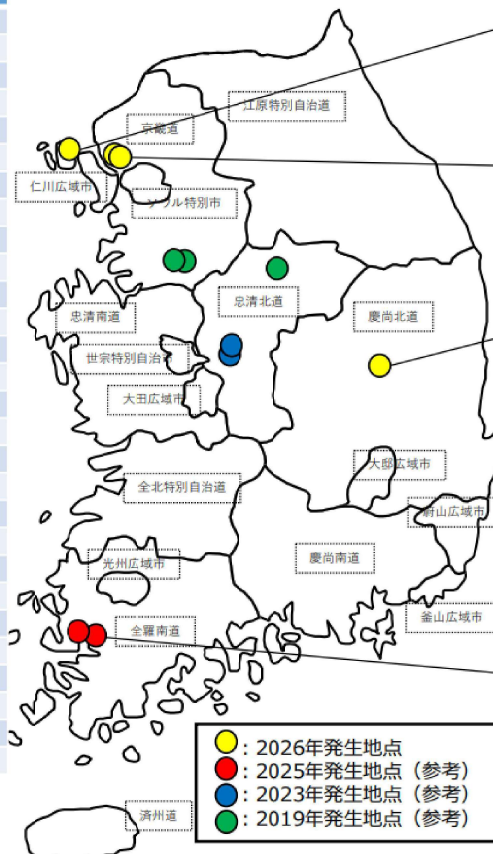
*注釈については出典を参照 出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-g-2>

ワクチン接種FMD清浄国/地域(2)				
パラグアイ		ウルグアイ		
ワクチン非接種FMD清浄ゾーンのみで構成されている国/地域(2)				
ボリビア		ブラジル		
ワクチン接種FMD清浄ゾーンのみで構成されている国/地域(1)				
カザフスタン				
ワクチン接種・非接種FMD清浄ゾーンで構成されている国/地域(5)				
アルゼンチン	台湾	コロンビア	エクアドル	ロシア
ワクチン非接種FMD清浄ゾーンを有する国/地域(4)				
ボツワナ	マレーシア	モルドバ		ナミビア
ワクチン接種FMD清浄ゾーンを有する国/地域(2)				
韓国		トルコ		
ステータス一時停止中の国/地域(5)				
ギリシャ	キプロス		レソト	
ボツワナ	エスワティニ			

韓国における口蹄疫の発生報告状況 (2025年3月以降)

	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20	'26/1/30	仁川 江華郡	牛	246
21	'26/2/20	京畿 高陽市	牛	130
22	'26/2/28	京畿 高陽市	牛	168
23	'26/7/3	慶北 醴泉郡	豚	5,500
24	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	186
25	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	81
26	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	130
27	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	39
28	'26/7/3	慶北 醴泉郡	牛	72

*関連農場 2 農場 (いずれも検査陽性) あり。



仁川広域市 (1件)
2026年1月30日
江華郡 牛: 1件 (O型)

京畿道 (2件)
2026年2月20日
高陽市 牛: 1件 (O型)
2026年2月28日
高陽市 牛: 1件 (O型)

慶尚北道 (6件)
2026年7月3日
醴泉郡 豚: 1件 (O型)
牛: 5件 (O型)

全羅南道 (19件)
2025年3月13日 (確定日は14日)
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月14日 (確定日は15日)
霊岩郡 牛: 3件 (O型)
2025年3月15日 (確定日は16日)
務安郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月17日
霊岩郡 牛: 3件 (O型)
2025年3月18日
霊岩郡 牛: 2件 (O型)
2025年3月19日
霊岩郡 牛: 2件 (O型)
2025年3月20日
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月23日
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年4月10日
務安郡 豚: 2件 (O型)
2025年4月12日
務安郡 豚: 2件 (O型)
2025年4月13日
務安郡 豚: 1件 (O型)

2026年7月6日時点
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部、WOAH

注: 日付はWOAH報告の発生日

頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

旅客携帯品・国際郵便物の偶蹄類の肉等における口蹄疫ウイルスの遺伝子検査陽性事例・ウイルス分離検査陽性事例について

アジア各地では、断続的に口蹄疫の発生が確認されており、中国や韓国でも近年相次いで発生が確認されています。動物検疫所では、日本の国際空港・国際郵便局における動物検疫所の検査で輸入が認められなかった偶蹄類の肉等の一部について口蹄疫ウイルスのモニタリング検査を行っており、以下の陽性事例が確認されました。

動物検疫所では、これらの国からの旅客携帯品・国際郵便物について、動植物検疫探知犬による探知、家畜防疫官による口頭質問、開被検査等を強化しています。

【検査陽性事例(2026年4月24日時点)】

旅客携帯品	口蹄疫ウイルス遺伝子検査陽性事例：	2 例	うち1例で口蹄疫ウイルスO型分離検査陽性
国際郵便物	口蹄疫ウイルス遺伝子検査陽性事例：	1 例	

【口蹄疫ウイルス分離検査陽性となった偶蹄類の肉等の情報(旅客携帯品)】

1 例目	到着日：2026年1月11日 品目：山羊肉(蹄) (8.23 kg)	(北京発、新千歳空港着) (申告あり)	
------	---------------------------------------	------------------------	--

到着日・・・当該品が空港等に到着した日。()内は所持者が搭乗していた航空機の出発場所及び到着空港。
品目・・・()内は、当該品について旅客の所持が確認され動物検疫所の輸入検査に至ったきっかけ。

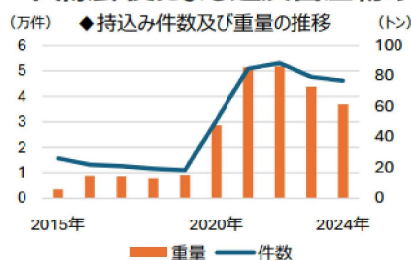
増加する輸入禁止品に対応するための水際検疫の強化

水際
対策

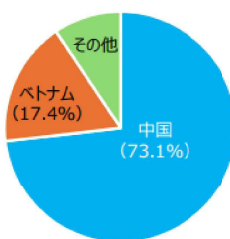
- 2019年頃から国際郵便による違反畜産物の輸入が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。
- 国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

現 状

○ 国際郵便による違反畜産物の摘発状況



◆持込み重量の国別割合

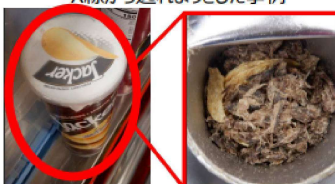


○ 郵便物検査における悪質事例

◆探知犬の発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



◆お菓子の容器にジャーキーを隠し、X線から逃れようとした事例



○ 違法輸入疑い品の販売事例

- ① 輸入禁止国の言語で表示されたパッケージの肉製品
- ② 輸入禁止の加熱不十分な肉製品



強化の方針

○ 郵便物検査

➡AIを活用したX線画像解析の導入

○ 違反畜産物の対応

➡家伝法改正により以下を強化

①家畜防疫官の食材店への立入検査

②違反畜産物の廃棄

③違反畜産物の販売禁止

(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)



出典：Google Map

○ 空港手荷物検査の強化

➡入管・税関と旅客情報を共有し、効率的に違反常習者を捕捉